

平成 30 年度第 2 回府中市立図書館サービス検討会議議事録

日 時 平成 30 年 11 月 12 日 (月) 午後 2 時から 3 時 45 分

会 場 ルミエール府中 5 階会議室

出席者 栗原浩英委員、野見山敏雄委員、中島祥広委員、三宅昭委員、
田尾詩子委員、加藤恵子委員、鳥居明久委員、齋藤慶子委員

事務局 酒井図書館長、青木図書館長補佐、田邊サービス係長、
杵渕、菅沼、金崎、田代 (記録)

開会

1 資料確認

酒井館長：本日はお忙しいところ、第 2 回府中市立図書館サービス検討会議にご出席いただきありがとうございます。本日はすべての委員の方にご出席をいただいております。本日の議題は別紙の次第のとおりでございますので、よろしくお願いいたします。それではこれより進行を議長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

2 議題

(1) 図書館の高齢者サービスについて

栗原議長：それではこれより第 2 回府中市立図書館サービス検討会議を始めさせていただきます。ご発言の際には挙手の上、ご発言いただきますようお願いいたします。それでは議題に沿って事務局から説明をお願いいたします。

青木補佐：はい議長。資料 1－ をご覧ください。府中市立図書館では、ハンディキャップサービスの中で高齢者向けにサービスを行っております。高齢者向けサービスが含まれる、宅配貸出と高齢者の方からの利用が多い大活字本などの所蔵状況の過去 3 力年の推移を (1) (2) の表にまとめました。宅配貸出が減少しているのは、2 週間ごとに CD を宅配利用で借りていた方の利用がなくなったことが大きな理由です。今年度の取組みとしては、リーディングトラッカーを新たにカウンターに設置し、利用できるようにし

ました。リーディングトラッカーとは、読書をサポートするツールです。読みたい行にあわせて置くと、視点を集中して読むことができます。(4) 検討課題について、現在の高齢者向けサービスに対する課題として、ここに記載している4点があります。まず「認知症の方への対応」についてですが、ご本人は図書館を利用して本を借りたいが、資料の置き忘れなどで紛失してしまうということがあり、ご家族からは貸出停止にしてほしいといった事例があります。今後どう対応していくかが課題となっています。また、認知症の方は、昔の記憶や回想を楽しむ傾向があるということなので、昔の写真や古い道具などを関連資料とともに展示するといったことも今後検討していきたいと考えております。次に、この会議でも前回おはなしのあった、貸出用老眼鏡についても検討していきます。現在は、3階、4階貸出カウンターに貸出用ルーペの用意があります。お申し出いただいた方にお貸出ししております。また、高齢者向け紙芝居については、カウンターでご相談を受けることもあるので、児童向け紙芝居とは別に設置することを検討していきたいと考えております。そのほか、高齢者にターゲットを絞った講座や講演会の開催についても今後検討の余地があると考えております。続きまして、資料1－ は今年の福祉まつりで配布したリーディングトラッカーと大活字本のPRチラシです。資料1－ は今年9月に改訂を行った、府中市立図書館ハンディキャップサービス利用案内です。以前のものから、現状にあわせた内容に改訂し、文字を大きくし、ふりがなをつけました。こちらは、各カウンターに設置しており、配布可能となっております。図書館の高齢者サービスの現状と課題についての説明は以上となります。

栗原議長：どうもありがとうございました。前回も高齢者サービスについて、いろいろとご提案をいただきました。それを受けて検討していただいた結果を検討課題としてまとめて出していただいたわけですが、委員の方からご意見ありましたら順に出していただきたいと思います。

野見山委員：ここでいう高齢者の定義は65歳以上でよろしいですか。

酒井館長：大変難しい定義かと存じます。ご本人の自覚として高齢者という自覚があるような方を対象とする方がいいのではないかと考えております。

野見山委員：明確に定義はしていないということですね。

酒井館長：はい。

鳥居委員：今の質問に続けてお聞きします。では、ルーペなどを貸し出す際には年齢をお聞きにならずに、困った方にはお貸ししているということではよろしいでしょうか。

酒井館長：高齢者に限らずハンディキャップサービスの一環、あるいはその一部分が高齢者だと考えておりますので、目が見えない方はその年齢にかかわらずハンディキャップサービスの対象ということで考えております。

鳥居委員：個人の様々な事情はありますが、広く捉えれば高齢者というよりはむしろハンディキャップというところで考えてよろしいでしょうか。

酒井館長：そうですね。検討課題の中に認知症の方への対応とありますが、最近は若年性の認知症というのもございますので、こういった症状が出る方はハンディキャップサービスであり、高齢者ではないのかなと考えています。

三宅委員：認知症というのが明確にわかるというのは難しいですね。付き添いの方がきていただければそれに対応できるのですが、症状を判断するのは難しいなという感じがします。借りた資料や本を紛失したという事例はございますか。

青木補佐：認知症の方に限らず、図書館資料を紛失される方は毎年一定の方はいらっしゃいますので、認知症の方だけというわけではありません。

鳥居委員：お聞きしたいのは、利用カードの登録時に生年月日も登録しますか。

青木補佐：カード作成の際に生年月日を登録しておりますので年齢はわかります。

鳥居委員：それでは延滞資料の統計を取れば傾向性は見えるのではないのでしょうか。例えば年代別に統計をとり、特定の方が非常に延滞が多いとなれば病気の可能性も考えられますので。年齢との相関性を見るということのも手だと思うのですが、そういうデータはありませんか。

青木補佐：いまのところ延滞資料の年齢別データはとってございません。とることは可能かと存じます。

鳥居委員：検討課題の中に「認知症の方への対応」とあり、その中に延滞資料のものとあるのですから、検討課題として出す前に図書館側としてデータを用意しておくべきではないですか。もしそれを問わないなら、認知症という定義も難しいのでどういう風に定義づけるか。先ほど話されていたように若年性ということもありますので、「認知症の方への対応」と書いたときにどの程度の具体性をもってお考えなのかということですね。実際問題として貸出のデータというのはデータ項目としては何を取っているのですか。男女ですか。

田代事務局：性別は登録要件ではありませんので、わかりません。

鳥居委員：ではなにが指標になるのでしょうか。貸出者がどのように貸出し、どのように返却しているかということを見る視点はどれが資料として使えるのでしょうか。

酒井館長：本を借りた記録は図書館の中では住所や年齢に次ぐ高度な個人情報になりますので、そういった統計はとりません。全体で年間に何百万冊借りられたかといった統計は取りますが、年齢別の統計はとっておりません。システム上データは出るかもしれませんが、出しておりません。ここでいう対応というのは、頻繁に失くす、あるいは延滞してしまうような利用者のご家族からの貸出停止や登録抹消の申し出を指しております。人権にかかわる問題でもありハードルが高いのですが、家族からの申し出で貸出停止や登録抹消といった措置ができるかどうかについてご意見をいただければと存じます。

鳥居委員：そういう申し出の件数は年間どのくらいあるのでしょうか。

酒井館長：私が記憶している限りにおいては複数回かと存じます。

鳥居委員：複数回にもいろいろあるので、もう少し詳しく教えてください。

酒井館長：想定するに2ケタ前後の程度だと思います。

鳥居委員：ということは8～12件程度ということですか。

酒井館長：少ないのですが、それはお申し出いただいているご家族には切実な問題です。貸出停止はハードルが高いので一般利用者の立場や各方面から選出された方のご意見として伺いたいと考え今回議題にいたしました。

鳥居委員：件数というよりも、事例の一つとして、非常に考えなければいけない問題として受け止めればよろしいですか。

酒井館長：はい。

齋藤委員：現在、ご家族から申し出があった場合、銀行のキャッシュカードなどの扱いはどうされているかというようなことは聞いていますか。

酒井館長：具体的な対応はわかりかねます。かなり立ち入った質問で、人によっては失礼にあたるようなことですのでお伺いしていないと思います。

齋藤委員：ですのでお答えいただかなくてもいいんですが、それと同じようにご家族がきちんと申請してくだされれば抹消することはできるかもしれません。要するに成年後見制度などとの関係はどうなっているかということに関わることだと思うんです。ですからその辺のヒントを出していくことで、そういうお断りの仕方というのもあるのではないかと思います。

鳥居委員：この検討課題というのは今のところ、ご家族からの申し出で初めて分かるという理解でよろしいでしょうか。

三宅委員：非常に難しい問題だと思います。館長がおっしゃられたように人権の問題が絡んでいるので、対応することに対して、ご本人が差別を受けていると感じられることも考えられますので。

鳥居委員：ご家族からの訴えなしにこの問題が表面化・クローズアップされてきたのかどうかということを私はお聞きしたかったのです。どこからこの問題がこのテーブルに乗ってくるようになったのかということをお聞きしたんです。

酒井館長：そういったご家族からの申し出も当然あります。また、申し出がなくても、督促の電話でご本人が忘れてるような事例もあり、様々な事例がございます。

鳥居委員：ただ後者の場合は認知症でなくても借りたことを忘れてしまうことはありそうな気がします。インターネットサービスを利用する方だと WEB から貸出状況が分かりますが、利用していない人にはわかりませんよね。督促というのは、ハガキや電話などの段階があるかと思いますが、その中でご家族の方が対応される場合もあるだろうし、覚えがないといわれる方もいるだろうと思います。ですのでその線引きはすごく難しいと思います。

加藤委員：今の話に直接関連するものではないのですが、延滞を長期にした場合、もしくは複数回、年間に何十回も延滞した場合のペナルティ的なものは今現在どうなっているのでしょうか。貸出禁止期間が設けられるとかそういうものは規則としてあるのでしょうか。

青木補佐：貸出停止の措置があります

加藤委員：どのくらい延滞したら何週間停止とかいった措置ですか。

田邊係長：本が返されればその日からお借りいただけます。ペナルティということでなくて、その本を返していただければ、その日から新しい本をお借りになれます。

加藤委員：一冊でも延滞をしていて、それが返却されない限りは新しい本は借りられないということですね。

田邊係長：図書館利用カードの利用停止ですので、利用カードが使えないという状態です。

加藤委員：一律に認知症だから貸さないといったことではなく、規則やペナルティを利用して市民の財産を守りつつ、借りたい人の気持ちにも寄り沿えるような制度を整備していく方向で何か検討できないでしょうか。そういったことはまだ検討されていませんか。

田邊係長：それまできちんとされていた方が急にわからなくなったり、ご自身でも軽度の認知症の自覚がおありで、持ってきたものが分からないと話されることもありますし、急に本を破き始めてしまうという事例もあります。あとは借りて帰宅する途中でどこかに忘れてしまうといった事例が発

生しています。こういった場合は弁償になりますので、やはりご家族の方が利用カードを使わせないでほしいと見えます。しかし、利用者の読みたいという気持ちと、図書館として本を生涯読んでいただきたいという思いもありますので、貸出しをしたいと考えています。ご本人が利用しないと言われているのであれば、本人のご意向ですので問題ないのですが、ご本人の意思でない場合はご家族の方にいくら利用停止の申し出をされても今のところ図書館としては利用停止とはしておりません。

青木補佐：図書館利用カードですが、有効期間が登録から5年間となっておりますので、更新しなければ自動的にカードの利用はできなくなります

三宅委員：ここに認知症という表現があるからわかりにくくなっているのではないのでしょうか。要するに本を返すのを忘れた人という表現にすると理解できると思います。しかしそういったケースはたくさんあると思います。今青木補佐が言われたように、ある程度本人との話し合いの経過を見ながら貸出しをしないような方向にもっていくというのが、一番いいのではないかと思います。この問題はおそらく同じことを繰り返すので、誰かがどこかできちっと止めないと決着のつかない問題だと思います。もう一つ「昔の写真や古い道具の展示」とありますが、これはどういったところから発想が出たのか気になります。府中市内では類似の展示が各部署でかなり行われていて、市に保管されている古い道具や昔の写真が公開できるかという問題があると思います。それは図書館の問題なのかそれとも別の問題なのかということを、まず明確にしないといけないなと思います。

鳥居委員：借りた資料の紛失の問題に関しては、今の話を聞く限りではなかなか解決策というのではないのではないのでしょうか。個別にご家族の方からお話があった場合は人権の問題もあるので、家族の中での意向として伝えてもらうしかないのではないのでしょうか。それでご本人と家族でトラブルになったり、図書館にきてトラブルになった場合は個別ケースであって、一律に対応できるものではないと思います。図書館側と家族側で話し合いで解決できればいいと思います。制度化することがそもそも難しい例ではないかと思います。

齋藤委員：いろいろなやり取りを当事者の方としながら、その経過において少しずつ解決の道を見つけるということなんですが、やはり最終的にその要因になっているのが認知症であったり、そういう判断力が低下している方々の問題になってくると、そこはもう図書館が踏み込めない部分だと思います。ですからやはり、ご家族から申し出があったときに他に問題は起こっていないのかという提案と、根本的にはご家族で話し合いをしていただくと良

いですねという提案の中で解決をしていくしかないのではないかと思います。昔の写真については前回、私がそういった話をしたからじゃないかと思うんですが、懐かしい写真が割合と使われている本があるんです。私はそういうものを想定しながら、それが高齢の方の施設などに貸出しできると話題が広がるのではないかと思います申し上げたつもりでした。ですから写真の掲示などはむしろ郷土の森博物館などを活用していただければいいのではないのでしょうか。図書館が直接やることではないと思います。

栗原議長：認知症という言葉が出てきたので難しい問題が出てきましたが、やはりタイトルにあるように焦点は高齢者サービスというところでしょうか。返却が出来ないなど、認知症と思われるようなケースはやはり現行の規定で対処するしかないですね。

齋藤委員：そうだと思います。高齢者だけに限らず私はかなりたくさんの精神障がい者の方と関わりを持っていますが、そういう方々の中にもやはりこの辺があいまいでしかも主張をするという方々が窓口にいらっしゃることがあるのではないかと想定できます。やはりケースバイケースでもう少し保護者に近づく方法を考えていくってということしかないのではないかなと思います。

栗原議長：必ず社会的な問題になってきますよね。これからは個別的な対応をしていくのがいいのではないかと思います。

田代事務局：資料にある昔の写真や古い道具の展示というのは、認知症の対策ではなく予防という観点からいわゆる回想法ということで確立された方法となっております。昔の資料や記録に触れることで認知症の予防を図るというものです。少し前の資料になりますが2006年の『現代の図書館』という資料に斐川町立図書館で回想法による試みを行っているという報告が掲載されています。最近回想法について取り組んでいる図書館が増えてきています。高齢者向けの紙芝居と子供用のものとの違いは、内容が昔を思い起こさせるようなものがあるということです。これは図書館として認知症の予防あるいは進行を止めるという観点から何ができるかという視点での提案となっております。また、借りた資料の紛失の問題ですが、視聴覚資料は1点数万円するものもございますので一度に何点も弁償となると、ご家族の方にとってはかなり深刻な問題になってしまいます。担当内ではどうやって借りられないようにするのかではなく、図書館としてどういう方策を取ったら安全に貸し出しができるかということについてご意見をいただきたいと考えています。たとえば利用カードに特別な対応が必要な方と分かるシールなどをご本人に貼っていただければ、用意していただいたノートに貸出票を貼ったり、身に着け

られるような図書館専用バッグに資料を入れたりといった対応のように、他にも具体的な方策があればご提案いただきたいと考えて議題にいたしました。

齋藤委員：今お話しされていた回想法は、私は十年以上仕事としてやってきています。最近、割合といい教材が出てきてます。そういうものを図書館にいただいて高齢者のいろんな施設に貸し出していただいたりすると、また広がりが出てくるんじゃないかなと思います。

田尾委員：あまり詳しくないのですが、図書館としては貸し出ししたいということですし、ご家族は弁償するのが大変ということですので、認知症というお申し出があった人に限り、その人が紛失したときの損害保険のようなものがあれば、図書館も貸してあげられて、家族も損害を払わなくて済みます。申し出て、認められた人だけ保険で賄えることができれば双方の思いが両立するのではないのでしょうか。

鳥居委員：今事務局が話されたことは現場としてわからなくはないです。例えば非常に目立つ袋などを用意しても、見えないところに置かれてしまうと家族は気づけないので、結果的に延滞して初めて分かるということではないのでしょうか。延滞に対する対応の在り方を考えていく必要があると思います。訪問などもなさっているのでしょうか。

齋藤委員：ハガキを見たときに誰が見ても分かる文面である必要があると思います。公的なところからくる手紙は内容がはっきり書いておらずわかりにくいことが多いように思います。一人暮らしの方もいると思いますが、目立つ書き方をなさると家族も気が付くかもしれません。

田代事務局：返却期日を一定程度過ぎている方については、電話やはがきで督促をしても返却されない場合はご自宅の方まで伺っております。担当といたしましては訪問督促の対象者で高齢の方はほとんどおられないように感じます。「返却期日を過ぎている資料があります」という比較的わかりやすいハガキをお送りするので、おそらくご家族がいらっしゃる方はご覧になられて、どうしても出てこなければ訪問をする前に弁償という形で手続きが済んでしまっているのではないかと考えております。

鳥居委員：そうであるとすれば、これは認知症の高齢者の問題だけではないということになりますね。引き続きその方法でやっていただければいいのではないかと思います。しかし、映像資料だと資料によっては非常に貴重なものもあります。それを失くされてしまうのは図書館として非常に困ります。資料をどう守るか考えると、やはり貸出禁止にするしかないのではないのでしょうか。例えば、今ならまだ買える、あるいはこれはもう買えないとった

ランクをつけて、貸出禁止にするしか、本や映像資料という知的財産を守れないと思います。やはりお金に変えられない貴重さがありますから。です。資料の貴重性とランクづけは図書館の根本にあると思います。

加藤委員：今のお話の貴重な資料については、この認知症の話とは別に、そういう管理を既にやられているのではなかったでしょうか。館外貸出禁止で館内閲覧のみの資料を増やしていくといったような。

青木補佐：そういう資料はございます。

加藤委員：そのリストの中に様々な意見を入れて、それをもう少し拡大し、二度と手に入らないものについては市民の財産として守るためにランク付けをして管理してほしいということですね。それは今現在のものを拡大するの
か、それは専門の方たちに資料の貴重性など検討していただければいいと思います。私は高齢者の方へのサービスの一環として、高齢の親へ本を読む楽しさを戻してあげたいと思っています。すぐ思いつくのは大活字本のような資料しかないのですが、地域の高齢者を対象に朗読会の開催を依頼されたことがあって、資料を探しにこの図書館に調べに来たことがあるんです。限られた時間の中で飽きさせず、分野に興味がありそうなものを探したのですが、とても自分一人では探さきれないので、スタッフの方におすすめの朗読本をお聞きしたことがあるんです。その時に紹介してくださったのが、私があらかじめ調べていた1冊で、他は結局自分で時間をかけて探したことがありました。それはたまたま朗読だったのですが、朗読に限らず、自分の親が読んだら喜びそうな本を定期でも不定期でも特集のような形でしていただけたらありがたいなと思います。そういった本のリストがあるだけでも助かるので、親御さんの年代に合わせたおすすめ本などがあればありがたいです。

三宅委員：今の話も含めてなのですが、「認知症の方の対応」の中の2行目の「回想や昔の記憶」というところですが、図書館が高齢者対応ということでこれを行おうとすると大変ですね。どういう風に展開していくかという問題もあるのですが、いろいろなところで読み聞かせというのはやっていますが、ほとんどは子供対象です。大人に対しての読み聞かせというのがどう
いう展開で行うのか想像が付きません。

鳥居委員：私は市内の老人介護施設で高齢者の方の相手をするボランティアを行っています。デイサービスなどの利用者さんの送迎バスの待ち時間に絵本を読んだりする活動があり、その手伝いの中で認知症の方の相手をしています。昔話の本を読んだり、体を動かす活動などもしているんですが、それは図書館の高齢者サービスという範疇をかなり超えるものになります。し

かしそれを図書館が行おうとすると、まず図書館に来てもらうのかそれとも図書館が行くのか、そういう問題がある。それから対象をどなたに絞るのかという問題もあります。ですので、これを図書館でやろうとすると、すごく大変なことになると思います。それは今現に私が実感していて、対応が一筋縄ではいきません。ですので先ほど話していたように、個別訪問するなどの対応しかなく、昔の写真や古い道具の展示をやるのもとてもいいと思うんですが、来てもらわなければいけません。こちらから出向くのであれば個人によって対応が異なりますので、それをやはり一律に対応しようというのは非常に難しいと思います。延滞も個別訪問しかないのかなという気がします。

栗原議長：いろいろやると大変なので、当面は延滞の解消に力を入れていくのが現実的かと思います。

酒井館長：保育所には読み聞かせに行っておりますので、それを老人施設で行うのも良いことではないかと思います。しかし、子供たちの前で読み聞かせをする研修は職員も受けておりますが、高齢者の方に対しての読み聞かせのスキルは全くない状況ですので、そこまでのレベルになるには時間が必要かと思います。ただ高齢者に向けてのサービスというのも大きな仕事だと考えておりますので、できるかどうかは別として、方策の一つとして取り組んでいくべきかとは考えております。貴重なご意見ありがとうございました。

栗原議長：他はよろしいですか。

加藤委員：(４)検討課題の「貸出用老眼鏡の検討・高齢者向け紙芝居、講座・講演会」について、これはまだ検討の段階なのですか。具体的にすでに用意があるということなののでしょうか。図書館はプロならではのサービスをいただけたところだと思うので、図書や視聴覚資料に関してどんな本があるか、どういうところを探したらいいか、といった様々な情報をいただきたいです。そういった中に高齢者紙芝居などがあると、自治会の老人会などで使用することができます。いままでそういった資料があるという認識すらなかったので、予算などいろいろなあると思うので、資料の紹介や所蔵の図書館の情報などをいただけるだけでもすごく嬉しいです。

鳥居委員：今回はレジメの中で高齢者サービスと焦点化されているのですが、私がこの会議に参加したいと思ったのは利用者からの声を直接届けることができる場である言う風に考えたからです。ですから、そういう点で日頃の利用者として気が付いていることを皆さんが自由に意見し、それに対して図書館側から回答をいただきたい。そうではないと公共の会議などは結局、提案

や意見だけで終始してしまいますので、私はそういうのが大嫌いなんです。ですから中身が伴ってほしいと思っています。それで、私は前回の会議で書架が見にくいとお話を差し上げたのですが、それ以外にもう一つあります。図書館員は新着図書を利用者の皆さんにお知らせしようと努力なさっているのですが、場所が階段の横で皆さんの目に入りにくいので残念です。一方、パソコン席は階段の手前にあります。パソコン席を利用している人にとっては、後ろにあまり人が通らない場所の方がいいと思うので、新着棚とパソコン席の場所を変えた方がずっといいと思います。もちろん、あそこに新刊案内があるとわかっている方は、そこに行って見ていらっしゃると思います。ですが、ふらっときてそのまま階段を上ってしまうとあそこに目が届かないんです。ですからせっかく図書館員が工夫しているのに活かないと、もう少し位置を変えればこんな本来てんだとかとても活きるのにと、残念に思ってしまいます。場所を動かすのはきっとお金がかかると思いますが、パソコン席を利用している人にとっては、今の場所よりは階段の横の方が人目につかないので、気にならないということもあると思うので、その場所の交換は可能かどうか一度お伺いしたいと思ってました。やはり新刊は実物をみたいので、目につくところに置いていただきたいと思います。以前学校図書館にいたときは新刊案内は一番目につくところにおいてありました。

酒井館長：場所を変えることは物理的には可能ですが現実的には難しいです。膨大なお金がかかります。

鳥居委員：具体的にどこにお金がかかりますか。新刊棚は可動ではないんですか。

酒井館長：ここはPFIという契約によって運営されています。PFIの計画によって設計されて作られた建物です。その契約を変更するということは新たな費用が発生しますし、今言われたような場所の移動に費用をかけるというのは現実的には難しいと思います。

鳥居委員：PFIだとどうしてできないんですか。

酒井館長：PFIというのはルミエール府中が完成してから15年間、毎年の契約金額が決まっています。それに基づいて予算が付きます。その代わり、契約にない費用を予算化するのは多少の費用でもとても大変です。その工事を行わないと図書館が立ち行かない、どう考えてもやらざるを得ないというようなことでない限り、難しいと思います。

鳥居委員：PFI方式だとそういう制約が出てしまうんですか。

酒井館長：この方法に限らず、今の市政の予算構築上なかなか難しいと思います。

鳥居委員：その辺りは私はわかりませんでしたけれども、お金が出ないならしょうがないですね。

酒井館長：私も新刊棚は入って目の前にあるのが一番いいと思います。しかし今のあの形で設計が出来てしまっている以上は、契約上あと4年間はこれで行かざるを得ないと思います。

鳥居委員：4年経つと何か変わるのですか。

酒井館長：4年経つとPFIの契約が終了し、リニューアルオープンに向けていろいろな工事があると思います。その時の工事というのは通常、システムの更新やエレベータ、自動出納書庫など図書館システムが優先になってきますので、なかなかそれ以外については優先順位は低くなってしまうと思います。新刊棚は入って目の前にあるのが理想ですが、現行は雑誌や新聞が一番最初に目につくところに配置されている作りになっていて、その横にあるので2番目に目につくところなのではないかと思います。

鳥居委員：横というよりも階段の陰になってしまっています。それは言っても詮無いことなのですが、新刊案内をちゃんとなさっているのにもったいないなと思って。パソコン席の関係でいえば、あそこはむしろ人が通らない方が気が楽なのではないかと思ったので申し上げました。

酒井館長：パソコン席はデータ検索のためのものであり、それを使って作業をされるためのものではありません。

鳥居委員：何を見てるかというのはもちろんフィルタリングがかかっているのですが、変なものは見られないようになっていると思いますが、やはり後ろに人が通るというのはあまり気持ちのいいものではないということは一般的に言えることだと思います。場所を交換出来たらいいなというのを常々思っていたので、良い機会なので言わせていただきました。

酒井館長：その通りだと思います。貴重なご意見ありがとうございます。

齋藤委員：場所のイメージが浮かばないので何とも言えないのですが、「新刊案内はこちら」という張り紙があったら違うのではないのでしょうか。

鳥居委員：たしかにあまり大きな案内はないですね。

齋藤委員：ですので、大きな案内があると、あと4年間はしのげるのではないのでしょうか。

三宅委員：一度通ってみると、あそこに新刊案内があるんだなというのが分かるのですが。

鳥居委員：パッと目につかないので残念です。

酒井館長：ご存知の方は案内が無くても来られるのですが、知らない方はいつまでもご存じないままになってしまう。

鳥居委員：ですので、そこがもったいないと思います。

酒井館長：インターネットでみていただければ新刊の一覧がありますので、そういうのをご覧になる方にはわかるのではないかと思います。

鳥居委員：やはりブラウジングするということは大事なことで、目で見て確かめたいです。残念ながら予算の関係で無理なんでしょうがないと思いますが。

酒井館長：PFIのことを申し上げましたが、そのおかげで15年間、毎年1億円分資料が購入できています。他市などは資料費が削られて、買える本が少なくなっているようなので、それに比べればそういった意味ではいいこともあります。良い点・悪い点、両面あるということでご理解いただければと思います。

三宅委員：先ほど鳥居委員がおっしゃられたように検討課題について回答が出来るのであれば回答しておいた方がいいのではないかと思います意見として申し上げました。先ほど市の担当の方から回想や昔の記録を展示する際の資料リストの作成などの話がありましたが、展示する場所など具体的なものというのは現実には図書館にはあるのですか。

齋藤委員：中央図書館にそういうコーナーがあるのがいいのか、高齢の方にとっては地区図書館の方がアクセスがいいかもしれないとも思いますけれども、どうでしょうか。

三宅委員：古い道具などは展示場所に行かないと実感がわかないわけですね。写真もそうですが、上手な展示の方法があるのか、どういう風に考えていらっしゃるのかそれが気になっているところです。

杵渕事務局：まだ実際にどういう展示をするか等、そういったことまで踏み込んで考えている段階ではありません。図書館はその性質上、古い時代の写真の本といったものが多くありますし、また市の建物でもありますので、郷土資料館などとも提携して協力ができるということもあります。もし今後展示を行うとなった場合、図書館では多目的室などがありますので、定期的にイベントごととして実施ができれば良いのではないかとということで挙げさせていただきました。また、資料リストの作成というのは、先ほど加藤委員からもお話がありましたが、高齢者への朗読会であったり、高齢者向けの資料について問い合わせがあった時に、すぐに作成できるかどうかは別の問題になりますが、何かお渡しできるようなものがあればいいのではないかとというふうに考えております。

三宅委員：作業としては大変だと思いますが、こういった内容はないよりもあった方がいいですね。ありがとうございました。続けてよろしいですか。貸出

用の老眼鏡とありますが、これは衛生面とかは気になりませんか。

杵渕事務員：高齢の方への老眼鏡の貸出に関しては、地区図書館のほうではすでに老眼鏡の設置はされております。地区図書館ではアルコールティッシュなどを使って、職員が拭いているような館もありますので、中央図書館で置く場合にはそういったものも用意をして、返却があった際には拭く、といった対応は考えております。

三宅委員：あと高齢者紙芝居という項目があるのですが、子供用の紙芝居はいっぱいありますが、大人用の紙芝居を私は見たことがありません。今世の中はいわゆる IT 化が進んでいます。プロジェクターを使ったり、パソコンの画面を表示するということができる部屋があるのであれば、そういうものを代替で使って同様のことをできるのではないかと思います。

齋藤委員：20 年くらい前に使用していたのですが、透過光ではなくて、反射光オーバーヘッドプロジェクターを使ってテレビの画面に映していました。本を取り込んで画を出すと、何人かで共有できるので、そういう使い方をしたことはあります。それに相当するものが今あるのかないかわかりません。

三宅委員：台の上に反射して表示するのは今もあります。OHP があります。

鳥居委員：高齢者用紙芝居って必要あるのでしょうか。

齋藤委員：特に作る必要ないと思います。

鳥居委員：紙芝居は中央図書館にも結構たくさんありますが、やはり題材が合うか合わないかということだと思います。昔話的なものはいくつになっても懐かしいし、おもしろいし、言葉使いが古かったりするので、そういうのはご老人にとっては昔懐かしい音の響きというのがありますので、そちらの方がきっといいんじゃないかという気がします。

齋藤委員：使った経験で言えば、子供用の中から昔話的なものを選んで、読んでいる途中で止めて、この先話はどうなったかというような会話をしていく、というふうなこともできます。止めればいいのですが、ビデオだとどんどん話が進んでしまうので、それよりもゆったり話ができるのでいいと思います。

栗原議長：パワーポイントを現代の紙芝居だという人もいますが、パワーポイントは終わったときなにも頭に残らないんですね。紙芝居は小さいころ、幼稚園や小学校で先生が一枚一枚めくって読んでくれたのは記憶に残っているんですね。ですのであまり IT 化しない方がいいんじゃないかという気がします。

田尾委員：子供向けのおはなし会は紙芝居もされると思うんですが、子供もいる中で一緒に聞く方が楽しいと思うので、子供限定にしないでおじいちゃんおばあちゃんと一緒に来てくださいと案内してみるのはいかがでしょうか。高齢者だけを集めて聞く紙芝居よりも、子どもが聞いているから祖父母も一緒に懐かしみながら聞くみたいな場所になると良いと思います。

菅沼事務局：現状も保護者の方に同伴していただけます。

鳥居委員：ただそれはあまりアピールはしていないかもしれないので、今後、ご高齢の方もどうぞ一言プラスするなどすれば、行ってみようかなと思われる方もいるかもしれません。おはなし会がありますということ子供だけで大人はダメかなと思うので、どうぞ年齢にかかわらず皆さんいらしてくださいって一言あると参加しやすくなるのではないのでしょうか。

栗原議長：他はよろしいでしょうか。

鳥居委員：よろしいですか。おはなし会というと子供向けですが、おはなし会のような形で朗読会がありますということもあってもいいのかなと思いました。

加藤委員：それは単発ですか。その場でやられるのですか。

鳥居委員：もちろん月1回でも月2回でも児童室のおはなしの部屋があるのでそこでできればいいのではないかと思います。

加藤委員：この図書館としては行っていませんが、市の広報にはいろんな朗読会の案内が載っています。

鳥居委員：朗読会の案内は市の広報にたくさん出ているのですが、もし高齢者向けのサービスを図書館で、というのであればここで開催しても良いのかなと思いました。硬い本から柔らかい本までありますし、昔の懐かしい漫画とかもプロジェクターを付ければできると思うので、大人向けといいますが、そういったものがあっていいのかなと思いました。

野見山委員：ただ利用状況を見るとそんなに伸びていないですね。所蔵状況は増えていますが、録音図書などは次第に下がっているような状況があります。この辺の改善の方法があるのかどうかというところですね。

齋藤委員：一つ質問よろしいですか。図書館の方に伺いたいのですが、昭和十年代頃の本の復刻版などで入っているものはありますか。というのは先ほど高齢者向きの朗読会の話の時にどんな本がいいかといわれていたのですが、思い出したのが豊田正子の綴方教室という本で、その頃はみんなよく読んだ本なんです。生活の情景が描かれています。確か復刻版が出ているようなことを見た気がします。先日、身内が集まったときに小学生の時に書いた作文が出てきまして、みなで読んだのですが、それがその家族の情景をよく表した作文だったんです。内容は私が叔母のところに行ったという話で

お芋一貫目を叔母から譲ってもらって、家にもってかえるというのが目的だったのですが、その間に起きたことがいろいろ書いてあってすごく皆さん喜んでくださったんです。三世代が集った場でしたが、年代を問わず喜んだというのを経験したのものですから、そういうのってすごく意味を持って、どんな世代にも意味を持つのかかもしれないと実感いたしました。

栗原議長：どうもありがとうございました。先ほど青木補佐から説明があった、CDをたくさん借りられていた方が借りなくなったという説明は、具体的にはどういうことですか。

青木補佐：最初は図書館を利用されていたようなのですが、そのうちに来館が困難になり、宅配を利用されていたようです。最終的に利用できる環境ではなくなってしまったという状況のようです。

栗原議長：それでは次の議題に移ります。

三宅委員：すみません。この検討課題の中の一番下の「高齢者にターゲットを絞った講座・講演会」ですがこれはどういう内容なのかお聞きしたかったです。

田邊係長：現在、様々なイベントを図書館で行っております。昨年度、終活に関わるイベントを行いまして、興味を持たれている高齢者の方もすごく多かったです。年代別にいろんなイベントをすることで利用につながるということもありまして、このような提案をしております。ただ、決まったものというのは今現在特に考えてございません。

三宅委員：実はこれ社会福祉協議会のほうで連続講座として行っています。ですので、図書館がそれをあえてやらなくてもいいのかな、図書館は他のことやった方がいいのではないかなというふうに思ったのでお聞きしました。

3 その他

(1) マイナンバーカードの図書館利用

栗原議長：それでは議題の3その他(1)マイナンバーカードの図書館利用について事務局より説明をお願いします。

青木補佐：それでは3その他(1)マイナンバーカードについて説明いたします。前回この会議で野見山委員より、マイナンバーカードを利用している図書館がどれくらいあるかとご質問いただきまして、資料にまとめさせていただきました。こちらの資料は総務省の自治体ポイントナビのホームページで公開されている情報でございます。近くの自治体としましては、八王子市立図書館でマイナンバーカードを図書館利用カードとして利用ができることになっております。次の資料につきましては八王子市立図書館でホーム

ページに掲載されているマイナンバーカードの利用についての案内でございます。以上でございます。

栗原議長：ありがとうございます。ほかに導入しているところはないという理解でよろしいでしょうか。全国でそれほど進んでいるようには見えないですね。

野見山委員：マイナンバーが導入される時は何にでも使えるような、そういった事前の情報がありましたが、実際はこういうことなんですね。これはやはり先日、図書館長が言われた通り、ハード面で読取りの装置などが必要となるといった制限がネックになっているのでしょうか。

酒井館長：まずマイナンバーのカードにしている人が全体の２割もないという状況の中で、紙の通知カードのままの方がほとんどという状況ですのでそれもあると思います。カードにしないと何か困るということがないので、みなさんしないのではないかなと思います。また、大事なものだという印象があるので、持ち歩かないということもあるのかなと思います。八王子市に尋ねても手続きをされた人は１００人以下ということです。八王子市の利用案内を見ますと、マイキーIDの登録など、ほかの手続きが必要になってきます。八王子の館長と話した限りでは、ほかに何かこれをやることによってメリットがあるということがないと、なかなか進まないのかなと話しておられました。国としてはマイナンバーカードの利用を促進するために、いろいろなところに通達がきているのですが、資料をみますとやはり県立レベルなど規模の大きいところが採用している印象を受けます。中には小さい市もあるのですが、県立や県庁所在地のような図書館が採用しているように見受けられます

栗原議長：どうもありがとうございました。

(２) 中央図書館入館者 １０００万人達成の報告

栗原議長：それではつづきまして中央図書館入館者 １０００万人達成について、事務局より説明をお願いします。

青木補佐：それでは(２) 中央図書館入館者 １０００万人のご報告でございます。資料 ３ をご覧ください。去る ９ 月 １ ０ 日 (月) に中央図書館の通算入館者数が １ ０ ０ ０ 万人を達成いたしました。中央図書館は平成 １ ９ 年 １ ２ 月 １ 日にルミエール府中の方へ移転して、開館以来毎年 ８ ０ 万人前後の利用をいただいております。通算入館者 １ ０ ０ ０ 万人目の方は資料のとおり、是政

にお住いの米田さん親子でございます。高野市長より花束を贈呈させていただきました。１０００万１人目は押立町にお住いの河嶋さんでやはり市長から記念品を贈らせていただいております。こちらの報告につきましては広報ふちゅうの９月２１日号に掲載させていただきました。以上でございます。

栗原議長：ありがとうございました。どうもおめでとうございました。それでは最後に市民文化の日イベント実施報告をお願いします。

（３）市民文化の日イベント実施の報告

田邊係長：資料４にあります市民文化の日イベント実施報告をさせていただきます。
府中市では毎年１０月の第２日曜日を市民文化の日としており、市内の各文化施設においてイベントを行っております。市内の８館共同企画としましては、スタンプラリーを行いまして、スタンプを集めたかたにオリジナル缶バッジを差し上げております。今年度中央図書館においては１０月１４日に開催いたしました。図書館のイベントについては別紙４のとおりでございます。おはなし会・ブックトーク・みんなで作る歴史小説時代小説年表・本の処方箋・の４つを開催いたしました。乳幼児から高齢の方まで様々な方が参加できるようにイベントを考えております。今年度この資料３番目の歴史年表と本の処方箋につきましては利用者参加型のイベントとして実施いたしました。新聞に取り上げていただいたことや当日、隣の府中公園で福祉祭りが開催されていたこともあって通常の土日よりも多い来館者数となりました。なお、この中の歴史小説時代小説年表は１１月１４日まで中央図書館４階の多目的ルームで展示しておりますので、もしよろしければご覧いただければと思います。このようなイベントを通して図書館の利用につなげていければと考えております。報告は以上です。

栗原議長：ありがとうございました。委員の皆様から何かご意見ございますか。よろしいでしょうか。それでは本日の会議はこれにて閉会させていただきます。会議録につきましては後日事務局から送付があると思いますのでご確認をお願いいたします。それではこれにて終了とさせていただきます。本日はお忙しいところご参集いただきましてありがとうございました。

平成30年度第2回府中市立図書館サービス検討会議

平成30年11月12日（月）午後2時～
府中市立中央図書館会議室

1 資料確認

2 議 題

（1）図書館の高齢者サービスについて

3 その他

- （1）マイナンバーカードの図書館利用
- （2）中央図書館入館者1000万人達成の報告
- （3）市民文化の日イベント実施の報告

閉 会

<配布資料>

- 資料1－① 府中市立図書館の高齢者サービスの現状と検討課題
- 資料1－② リーディングトラッカー・大活字本のPRチラシ
- 資料1－③ 府中市立図書館ハンディキャップサービス利用案内
- 資料2 マイナンバーカードによる図書館利用導入図書館
- 資料3 中央図書館入館者1000万人達成セレモニー
- 資料4 市民文化の日イベント実施報告

府中市立図書館の高齢者サービスの現状と検討課題

(1) 利用状況(過去3年)(ハンディキャップサービスの中で高齢者向けサービスが含まれるもの)

宅配貸出

宅配人数	H27	H28	H29		宅配回数 (延)	H27	H28	H29	
	24	20	21	(人)		215	216	188	(回)

宅配貸出資料数

資料種別	H27	H28	H29	
図書(点字図書含む)	1346	1394	1227	
カセット・CD	486	315	142	
ビデオ・DVD	14	54	40	
録音図書(デジター図書・テープ図書)	355	327	317	
計	2201	2090	1726	(点)

高齢者施設への宅配実績も含む。施設に入所している方が個別にハンディ登録し、宅配貸出利用。

(2) 所蔵状況

種類	H27	H28	H29	
大活字本	3281	3317	3405	(冊)
録音図書	854	934	947	(点)

(3) 今年度の取組み

- ・リーディングトラッカーを各カウンターに設置

(4) 検討課題

- ・認知症の方への対応
 - 借りた資料の紛失などの問題
 - 昔の写真や古い道具などの展示、資料リスト作成など(回想や昔の記憶を楽しむ傾向)
- ・貸出用老眼鏡の検討
- ・高齢者向け紙芝居
- ・高齢者にターゲットを絞った講座、講演会(終活、遺産相続など)

ハンディキャップサービス

リーディングトラッカー

リーディングトラッカーは、読書をサポ

ートするツールです。読みたい行にあわせ

て置くと、視点を集中し
て読むことができます。

文字を2倍に拡大でき
るルーペ付きのものもあ
ります。

ま
し
た。

お
じ
い
さ
ん
と
お
ば
あ
さ
ん
が
い

む
か
し
む
か
し
あ
る
と
こ
ろ
に、

☆ 利用するには ☆

- ・ カウンターで職員にお声掛けください。
- ・ 館内でご利用ください。
- ・ 利用終了後は職員にお渡しください。

問合せ：府中市立中央図書館 ハンディキャップサービス担当
電話 042-362-8647
FAX 042-334-5370

ハンディキャップサービス

大活字本・朗読CD

☆おいてあるところ☆

3階ハンディキャップコーナー・児童室

* 大活字本 *

大きな活字で印刷された本です。小さな活字が読みにくい方におすすめです。子ども用の本もあります。

普通の本の文字の大きさ

大活字本の 文字の大きさ



* 朗読CD *

☆おいてあるところ☆

4階視聴覚コーナー

主に文学作品の朗読が録音されているCDです。名作を耳で楽しむことができます。

☆利用するには☆

- ・ 借りたい資料と利用カードをお持ちのうえ、貸出カウンターへ。
- ・ 地区図書館での受け取り、返却もできます。
- ・ 朗読CDは、ブックポストには入れず必ず各図書館のカウンターにお返しください。

問合せ：府中市立中央図書館 ハンディキャップサービス担当

電話 042-362-8647

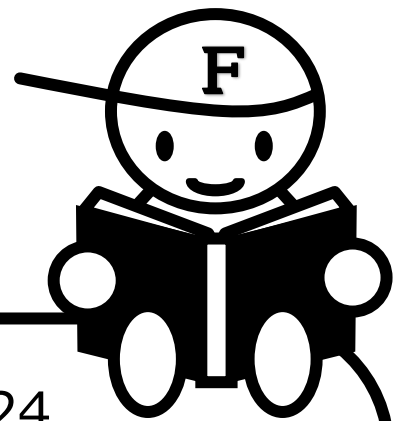
FAX 042-334-5370

ふちゅうしりつとしょかん
府中市立図書館

ハンディキャップサービス

りょうあんない
利用案内

としょかんりょう こんなん かた
～図書館利用が困難な方へ～



〒183-0055 ふちゅうしふちゅうちょう
府中市府中町2-24

ちゅうおうとしょかん 中央図書館 ハンディキャップサービス担当 たんとう

でんわ
電話：042-362-8647

ファックス
FAX：042-334-5370

ホームページアドレス

<http://library.city.fuchu.tokyo.jp/>

はじめに

はっこうねんげつ
発行年月

へいせい ねん がつ
平成30年 9月

ふちゅうしりつとしょかん としょかんりよう こんなん さまざま しょうがい
府中市立図書館では、図書館利用が困難となる様々な障害を

も かた かくしゅ おこな ふちゅうし ない
お持ちの方のために、各種サービスを行っています。府中市内

ざいじゅう ざいきん ざいがく かた むりょう りょう
に在住、在勤・在学の方であれば、どなたでも無料でご利用に
なれます。

りょう としょかん りょうとうろく くわ
ご利用には、図書館の利用登録に加えて、ハンディキャップ

とうろく ひつよう いちぶとうろく ふよう
サービス登録が必要となります（一部登録が不要なサービスも

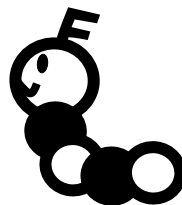
ほんにん らいかん こんなん ばあい かぞく かた
あります）。なおご本人の来館が困難な場合には、ご家族の方に

だいいりしんせい
よる代理申請などもできます。

りょう ばあい かくしゅ しつもん
はじめてご利用される場合や各種サービスへのご質問などは、

ちゅうおうとしょかん たんとう そうだん
中央図書館のハンディキャップサービス担当までご相談くだ

さい。



目次

■ 登録が必要なサービスについて	3
■ 印刷物を読むのが困難な方へ	
録音図書の貸出	5
デージー図書再生機の貸出	7
点字資料・大活字本の貸出	8
★サピエについて	9
対面朗読	10
★対面朗読室について	12
読書支援機器類の利用	13
■ 来館が困難な方へ	
郵送貸出	15
宅配	17
■ その他のサービス	
布の絵本・さわる絵本の貸出	19
聞こえない、聞こえづらい方へのサービス	20

登録が必要なサービスについて

次のサービスのご利用には、事前にハンディキャップサービスの登録が必要です。

① 録音図書ろくおんとしょの貸出かしだし

② デイジー図書再生機としょさいせいきの貸出かしだし

③ 対面朗読たいめんろうどく

④ 郵送貸出ゆうそうかしだし

⑤ 宅配たくはい

● 登録できるのは、府中市内に在住・在学・在勤の方です。

※市内在住の方のみを対象としたサービスもあります。

● 登録は、原則として中央図書館で行います。

● 登録の際には、ご本人の氏名・住所・電話番号・障害などの内容を確認いたします。登録される方の身分証明書を
お持ちください。また障害者手帳や医師からの証明書などをお持ちの場合には、ご用意ください。

- ご家族の方などによる代理申請もできますので、中央図書館への来館が難しい場合は、ご相談ください。
- わからないことは、お気軽に中央図書館のハンディキャップサービス担当までお尋ねください。

とうろく そうだんうけつけじ かん
【登録・相談受付時間】

ごぜん じ ごご じ
午前9時～午後5時

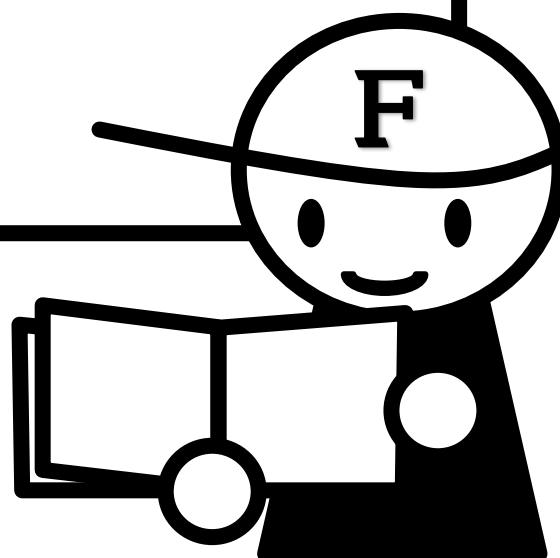
きゅうかん び とくべつせいり び のぞ
※休館日・特別整理日を除く

ちゅうおうとしょかん
中央図書館

ハンディキャップサービス担当

でんわ
電話：042-362-8647

ファックス
FAX：042-334-5370



印刷物を読むのが困難な方へ

1. 録音図書の貸出（サービス登録：必要）

通常つうじょうの読書どくしょが難むずかしい方へ、様々さまざまな分野ぶんやの本ほんを音声化おんせい化した録音図書ろくおんとしよの貸出かしだしを行っています。



（１）「録音図書」とは？

- 活字かつじや文字もじを音声おんせいに置き換える作業おを「音訳おんやく」といい、音声化おんせい化した内容ないようをCDやカセットなどに録音ろくおん・編集へんしゅうしたものを「録音図書ろくおんとしよ」といいます。
- その中でも、音声おんせいをデジタル化して作成さくせいした録音図書ろくおんとしよを「デージー（DAISY）図書としよ」といいます。専用せんようの再生機さいせいきや再生用ソフトウェアさいせいやうをインストールしたパソコンなどで聴くことができます。章しょうごとの頭出しあたまだやページ移動いどうなどができるため、利便性りべんせいに優れていることが特徴とくちょうです。

（２）利用要件

- 府中市内ふちゅうしなに在住ざいじゅう・在学ざいがく・在勤ざいきんで、通常つうじょうの活字かつじによる読書どくしょ

^{こんなん} ^{かた} が困難な方

^{かしだしてんすう} ^{き かん} (3) 貸出点数・期間

^{しりょう} ^{しゅるい} 資料の種類	^{かしだしてんすう} ^{き かん} 貸出点数・期間
^{ろくおんとしよ} 録音図書	^{てんい ない} ^{しゅうかん} 10点以内／2週間 ^{としよ} ^{かしだしてんすう} ^{ふく} ※図書の貸出点数に含みます
^{ろうどく} 朗読CD	^{てんい ない} ^{しゅうかん} 6点以内／1週間

- ^{いっばん} ^{かた} ^か
 一般の方も借りられる朗読CD もあります。朗読CDのご
^{りょう}
 利用には、ハンディキャップサービス登録は不要です。

^{た じ ち たい} ^{しゃくよう} (4) 他自治体からの借用

- ^た ^{こうきょうとしょかん} ^{てんじとしょかん} ^{しりょう} ^{とりよ}
 ● 他の公共図書館や点字図書館の資料を取寄せることも
^{ろくおんとしよ} ^{とりよ}
 できます。録音図書の取寄せには、「サピエ」(9 ページ)
^{かつよう}
 を活用しています。

^た (5) その他

- ^{いっていようけん} ^み ^{ゆうそう} ^{かしだし} ^{へんきやく} ^{かのう}
 ● 一定要件を満たせば、郵送による貸出・返却が可能です。
^{くわ} ^{ゆうそうかしだし} ^{かくにん}
 詳しくは、「郵送貸出」(15 ページ) をご確認ください。

- 他^たの公^{こう}共^{きょう}図^と書^{しょ}館^{かん}から借^{しゃく}用^{よう}できない資^し料^{りょう}でも、録^{ろく}音^{おん}図^と書^{しょ}の作^{さく}成^{せい}ができる場^ば合^{あい}があります。ご要^{よう}望^{ぼう}がありましたら、ハンディキャップサービ^{たんとう}ス担^{そう}当^{だん}までご相^さ談^{だん}く^ださい。

2. デイジー^{としょ}図^{さい}書^{せい}再^{せい}生^き機^きの貸^{かし}出^{だし}（サービ^{とう}ス登^{ろく}録^{ろく}：必要^{ひつよう}）

デイジー^{としょ}図^{さい}書^{せい}を再^{せい}生^きできる専^{せん}用^{よう}再^{せい}生^き機^き（プレクストーク）の貸^{かし}出^{だし}を^{おこな}行^{おこな}って^いま^ます。また事^じ前^{ぜん}にお申^{もう}し出^でを^{つか}い^{つか}ただ^{ただ}け^ければ、使^{つか}い^{つか}方^{かた}の^{あんな}ご^{あんな}案^{あん}内^{ない}も^もい^いた^たし^しま^ます。

（1）利^り用^{よう}要^{よう}件^{けん}

- 府^ふ中^{ちゅう}市^し内^{ない}に在^{ざい}住^{じゅう}・在^{ざい}学^{がく}・在^{ざい}勤^{きん}で、通^{つう}常^{じょう}の活^{かつ}字^じによる読^{どく}書^{しょ}が困^{こん}難^{なん}な方^{かた}（市^し内^{ない}在^{ざい}学^{がく}・在^{ざい}勤^{きん}の方^{かた}は、館^{かん}内^{ない}利^り用^{よう}の^みみ）

（2）貸^{かし}出^{だしてん}点^{すう}数^き・期^{かん}間^{かん}

資 ^し 料 ^{りょう} の種 ^{しゅ} 類 ^{るい}	貸 ^{かし} 出 ^{だしてん} 点 ^{すう} 数 ^き ・期 ^{かん} 間 ^{かん}
デイジー ^{さい} 再 ^{せい} 生 ^き 機 ^き	1 ^{だい} 台 ^{だい} ま ^ま で／2 ^{しゅう} 週 ^{かん} 間 ^{かん} ※図 ^{としょ} 書 ^{しょ} の貸 ^{かし} 出 ^{だしてん} 点 ^{すう} 数 ^き に含 ^{ふく} みま ^ま せ ^せ ん

（3）そ^たの^た他^た

- 館内利用には、中央図書館の対面朗読室の利用申込が必要です。詳しくは、「対面朗読室について」（12 ページ）をご確認ください。

3. 点字資料・大活字本の貸出（サービス登録：不要）

点字資料や、通常の図書よりも大きな文字を使った大活字本の貸出を行っています。大活字本は普通の本より読みやすくするため、文字の大きさや行間などを工夫して作られています。

一般の本の文字の大きさ

図書館

大活字本の文字の大きさ

図書館 や 図書館 など

（1）利用要件

- 府中市立図書館の利用者登録をしていただければどなたでもご利用いただけます。

（2）貸出点数・期間

資料の種類	貸出点数・期間
点字資料・大活字本	計10冊以内／2週間 ※図書の貸出点数に含みます

(3) 他自治体からの借用

- 点字資料・大活字本は、他の公共図書館や点字図書館から資料を取寄せることができます。点字資料の取寄せには、「サピエ」(9 ページ) を活用しています。

(4) その他

- 点字資料は一定要件を満たせば、郵送による貸出・返却が可能です。詳しくは、「郵送貸出」(15 ページ) をご確認ください。

★サピエについて★

- 視覚などの障害により活字図書の利用が困難な方を対象に、録音図書などのデータをはじめ、暮らしに役立つ身近な情報を提供しているネットワークです。運営は全国視覚障害者情報提供施設協会が行っています。
- 府中市立図書館では、資料提供のため、デジタイズ図書のダウンロードやデジタイズ図書・テープ図書・点字図書の取寄せにサピエを活用しています。
- 利用登録施設に府中市立中央図書館を指定のうえ、サピエ

こじんかいいん とうろく ちよくせつ りよう
個人会員として登録することで、直接サービスを利用するこ
ともできます。詳しくは、ちゅうおうとしょかん
中央図書館ハンディキャップサー
ビス担当までお問合せください。

4. 対面朗読（サービス登録：必要）

つうじょう かつじ どくしょ むずか かた たいしやう としよかん としよ
通常の活字による読書が難しい方を対象に、図書館の図書
ざっし て も しりよう としよかん しょぞく おんやくしゃ よ あ
や雑誌、お手持ちの資料を図書館に所属する音訳者が読み上げ
るサービスを行っています。個人の読書の秘密は守ります。

（1）利用要件

- ふちゅうし ない ざいじゅう つうじょう かつじ どくしょ こんなん かた
府中市内に在住で、通常の活字による読書が困難な方

（2）実施場所

- ふちゅうし りつちゅうおうとしょかん かい たいめんろうどくしつ
府中市立中央図書館 3階 対面朗読室

（3）利用時間

- ごぜん じ ご ご じ
午前9時から午後5時まで

かい じかん
1回 2時間

よやくせい えんちょう きぼう ばあい そうだん
（予約制。延長を希望される場合は、ご相談ください。）

（4）利用方法

- 利用希望日の1か月前から7日前まで予約を受け付けます。予約の際には、利用希望日時、朗読を希望する資料を中央図書館のハンディキャップサービス担当までお申し出ください。

(5) 朗読者

- 府中市立図書館が主催する音訳ボランティア養成講座を修了した音訳者にご協力いただいております。

(6) 朗読資料

- 府中市立図書館で所蔵している資料については、こちらでご用意します。所蔵のない資料は、他自治体から取寄せることもできます。またお持ちいただいた資料を朗読することもできます。
- 手紙など個人的なものについては、対面朗読の資料とすることができません。

(7) その他

- 原則として、朗読者の指名はできません。特別なご事情がある場合は、ご相談ください。

- やむを得ず遅れる場合やキャンセルされる際は、お早め
にご連絡ください。
- 予約時間から10分以上が経過してもご連絡がない場合
は、キャンセルとさせていただきます場合があります。

★対面朗読室について★

- 対面朗読室は、次の①～③の目的でもご利用いただけます。
 - ①デージー図書再生機の利用（7 ページ）
 - ②読書支援機器類の利用（14 ページ）
 - ③ご自身の関係者・支援者（家族・ヘルパー等）による対面
朗読での利用
- 対面朗読室は、原則予約制です。利用希望日の1ヶ月前か
ら予約が可能です。
- 空室の場合は、当日利用申込を受け付けます。
- お部屋の利用時間は、午前9時から午後10時まで、1回の
利用時間は2時間までです。
- 図書館職員によるデージー図書再生機・読書支援機器類

のご案内が必要な場合は、予約の際に中央図書館ハンディキャップ担当にお申し出ください。

5. 読書支援機器類の利用

図書や雑誌などをそのまま読むことが困難な方の読書を支援する機器や器具を用意しています。館内でご利用になれます。

● 「卓上型拡大読書器（アシストビジョンネオ）」

台の上に置いた本の文字や写真などを拡大して、画面に大きく鮮明に映し出します。白黒反転などを行うこともできます。中央図書館3階に設置しており、どなたでもご利用になれます。

● 「音声読み上げ館内検索機」

音声読み上げソフトが入っている検索機です。音声に沿って図書館の資料の検索が出来ます。中央図書館3階に設置しており、どなたでもご利用になれます。

● 「リーディングトラッカー」

よ ぎょう しゅうちゅう よ りょうどなり ぎょう
読みたい行に集中して読めるように、両隣の行の
も じ かく よ すす どくしょほじょぐ かくだいきょう
文字を隠して読み進める読書補助具です。拡大鏡（ルーペ）
つ
付きのものもあります。どなたでもご利用になれますので、
りょう さい ちゅうおうとしょかん かく もう で
ご利用の際は、中央図書館の各カウンターまでお申し出く
ださい。

い か き き りょう たいめんろうどくしつ りょうもうしこみ
以下の機器のご利用については、対面朗読室の利用申込が
ひつよう
必要となります。詳しくは、「対面朗読室について」（12 ページ）
かくにん
をご確認ください。

- 「携帯型拡大読書器（アシストビジョンスライダ）」

ぶぶん と はず うご
カメラ部分が取り外して動かせるようになっており、
も じ じゅん かくだい がめん うつ だ
文字などを順に拡大して画面に映し出します。

- 「音声拡大読書器（よむべえ）」

いんさつ ぶんしょ よ と おんせい よ あ
印刷された文書をスキャナーで読み取り、音声で読み上
げます。はくし か てんじ よ あ としょ
白紙に書かれた点字の読み上げやデイジー図書
さいせい
の再生もできます。

- 「活字文書読み上げ装置（テルミー）」

かつじぶんしょよ あ そうち
活字情報が格納された音声コードを読み上げます。

たいめんろうどくしつ ふちゅうし こうほうし ようい
対面朗読室では、府中市の広報紙を用意しています。



来館が困難な方へ

1. 郵送貸出（サービス登録：必要）

視覚障害のある方へ、録音図書や点字資料の貸出と返却を郵送で行っています。料金はかかりません。

CD・DVDなどの視聴覚資料、一般の図書や雑誌の貸出には郵送貸出をご利用いただけません。

（1）利用要件

- 府中市内在住で、視覚障害の身体障害者手帳をお持ちの方

（2）貸出点数・期間

資料の種類	貸出点数・期間
録音図書・点字資料	計10点以内／2週間

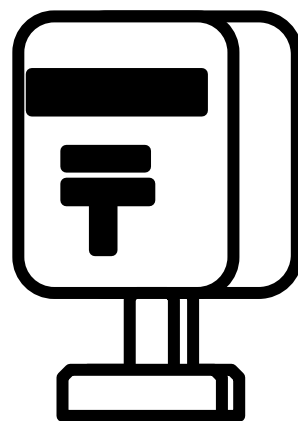
としょ かしだしてんすう ふく
※図書の貸出点数に含みます

- 来館による貸出期間・点数と同様に扱います。ただし、
ゆうそう ひつよう にっすう こうりよ
郵送に必要な日数は考慮します。

(3) 貸出・返却方法

- 郵送してほしい録音図書または点字資料を予約します。
- 予約は電話、FAXまたは図書館ホームページから受け
つけます。図書館ホームページから資料を予約する場合
は、別途インターネットサービスの登録が必要です。
- 府中市に所蔵のない資料については、中央図書館のハン
ディキャップサービス担当までお伝えください。
- ご用意ができた資料は、宛名カード付きの専用ケースに
はい じょうたい じたく ゆうそう
入った状態で、ご自宅へ郵送されます。
- ご返却の際には、宛名カードを裏返して中央図書館宛
にし、同じ専用ケースに資料を入れて、郵便局へお持ち
いただくか、またはポストへ投函してください。送料は
かかりません。





2. 宅配（サービス登録：必要）

心身の障害・高齢・長期療養など、図書館を利用したくても来館することができない方に、宅配ボランティアまたはハンディキャップサービス担当職員が図書館資料（図書・雑誌・視聴覚資料など）を直接お届けします。

（1）利用要件

- 市内在住で、図書館への来館が困難であり、日常的にご家族などの支援を得られない方

（2）利用時間

- 平日の午前10時から午後4時の間
- 原則として2週間に1回、決められた曜日・時間に伺います。
- 宅配日時の変更、長期不在などによるサービス休止が

必要な場合は、事前に中央図書館のハンディキャップ
担当までご連絡ください。

(3) 貸出点数・期間

- 来館による貸出点数・期間と同様に扱います。
- 各資料の貸出点数・期間は、21 ページをご確認ください。

(4) 貸出・返却方法

- 宅配してほしい図書館資料(図書、雑誌、視聴覚資料、点字資料、録音図書など)を予約します。
- 予約は電話、FAXまたは図書館ホームページから受け付けます。また宅配時に宅配員への伝言やメモをお渡し
いただいても大丈夫です。図書館ホームページから資料
を予約する場合は、別途インターネットサービスの登録
が必要です。

- ご用意ができた資料は、あらかじめ決められた日時に、宅配用バックに入った状態で、職員または図書館ボランティアが、ご自宅やお住いの施設へ宅配します。
- ご返却は、次回の宅配の際にお預かりします。貸出時に宅配用バッグごと受け取った場合は、宅配用バッグに資料をいれてお渡してください。

その他のサービス

1. 布の絵本・さわる絵本の貸出

障害のあるお子さん向けに布の絵本・さわる絵本の貸出を行っています。障害のあるお子さんを保育している市内の団体、福祉授業教材として学校などでもご利用いただけます。

「布の絵本」とは？

布地やフェルト、スナップ、マジックテープ、ボタンなどを使って作られている絵本です。絵の部分をめたりはずしたりと、手で触ってお話を楽しむことができます。

「さわる絵本」とは？

さわる絵本は、すべての子どもたちが一緒に楽しむことができるように、絵本に描かれているものとできるだけ近い手触りや色の材料を選び、絵を手で触って分かるように工夫して作られている紙の絵本です。点字がついているものもあります。

(1) 利用要件

- 利用者登録をしていればどなたでもご利用になれます。
(相互利用登録の方を除く)

(2) 貸出点数・期間

資料の種類	貸出点数・期間
ぬの絵本・さわる絵本	各1点/2週間 ※図書の貸出点数に含まれます

- 資料の延長はできません。いずれも通常の図書の貸出点数に含まれます。

- 高価で特殊な資料のため、貸出や返却の際は図書館カウンターにお願いします。自動貸出機やブックポストは、ご遠慮いただいています。

2. 聞こえない、聞こえづらい方へのサービス

音や話し声が聞こえにくい方や音声による会話が難しい方へ、FAXなどによるリクエストや調べもののご相談を受け付けています。また市内すべての図書館のカウンターで筆談によるご案内をいたします。

貸出点数・期間一覧表

資料の種類	貸出点数・期間
図書・雑誌・点字資料・大活字本	計10冊以内／2週間
録音図書	10点以内／2週間 ※図書の貸出点数に含まれます
デジタイズ図書再生機	1台まで／2週間 ※図書の貸出点数に含まれません
視聴覚資料	6点以内／1週間
布の絵本・さわる絵本	各1点／2週間 ※図書の貸出点数に含まれます

- 郵送貸出・宅配貸出については、郵送にかかる日数、次の宅配日を考慮します。

- 府中市に所蔵のない録音図書や点字資料は、全国の点字図書館や公共図書館から取寄せて貸出をすることができます。

サピエ^{としょかん}図書館

<http://www.sapie.or.jp/cgi-bin/CN1WWW>

こくりつこっかいとしょかん
国立国会図書館

<http://iss.ndl.go.jp/> で資料^{しりょう}の検索^{けんさく}ができます。

マイナンバーカードによる図書館利用導入図書館

	図書館名	所在地	備考
1	青森県立図書館	青森県青森市荒川藤戸119-7	
2	笠間市立図書館	茨城県笠間市石井2023-1	
3	潮来市立図書館	茨城県潮来市牛堀289	
4	豊島区立図書館	東京都豊島区東池袋4-5-2	
5	八王子市立図書館	東京都八王子市千人町3-3-6	
6	胎内市図書館	新潟県胎内市西栄町5番3号	
7	富山県立図書館	富山県富山市茶屋町206-3	
8	富山市立図書館	富山県富山市西町5番1号	
9	氷見市立図書館	富山県氷見市本町4-9	
10	射水市図書館	富山県射水市戸破1511	
11	舟橋村立図書館	富山県中新川郡舟橋村竹内602	
12	町立上市図書館	富山県中新川郡上市町南町19	
13	立山図書館	富山県中新川郡立山町前沢1169	
14	越前市立図書館	福井県越前市高瀬二丁目7-24	
15	塩尻市立図書館	長野県塩尻市大門一番町12番2号	
16	岐阜県立図書館	岐阜県岐阜市宇佐4-2-1	
17	京都府立図書館	京都府京都市左京区岡崎成勝寺町	
18	王寺町立図書館	奈良県北葛城郡王寺町 王寺2丁目1-18	
19	和歌山県立図書館	和歌山県和歌山市西高松一丁目7番38号	
20	和歌山市民図書館	和歌山県和歌山市湊本町3丁目 1 番地	
21	備前市立図書館	岡山県備前市西片上17番地2	
22	美咲町立図書館	岡山県久米郡美咲町打穴下 4 4 8 - 4	
23	徳島県立図書館	徳島市八万町向寺山	
24	愛媛県立図書館	愛媛県松山市堀之内	
25	熊本県立図書館	熊本県熊本市出水 2 丁目 5 - 1	
26	大分県立図書館	大分県大分市王子西町 1 4 - 1	
27	大分市民図書館	大分県大分市金池南 1 丁目 5 番 1 号	
28	臼杵図書館	大分県臼杵市大字臼杵6番地の16	
29	都城市立図書館	宮崎県都城市中町 1 6 - 1 5	
30	鹿児島県立図書館	鹿児島県鹿児島市城山町 7 - 1	
31	日置市立図書館	鹿児島県日置市伊集院町下谷口 1 8 5 8	
32	喜界町図書館	鹿児島県大島郡喜界町赤連 3 0	

マイナンバーカードを 図書館利用者カードとして利用できます

八王子市図書館では、マイナンバーカードを図書館利用者カードとして利用できます。

必要な手続き



① マイキーIDの登録

お手持ちのパソコンなどから、マイキープラットフォームポータルサイト（総務省）にアクセスし、マイキーID（8桁）を登録してください。

※登録には、利用者証明用電子証明書が搭載されたマイナンバーカードと専用のカードリーダー、利用者証明用電子証明書暗証番号（マイナンバーカード交付時に登録した4桁のパスワード）の入力が必要です。

※図書館（北野分室・みなみ野分室を除く）に設置されているマイナポータル窓口端末でも登録できます。

② マイキーIDと図書館利用者カード番号の連結

図書館の窓口に、マイナンバーカードと図書館利用者カードをお持ちください。マイキーIDと図書館利用者カード番号を相互に関連づけます。

利用方法



図書館資料を借りる際に、窓口に設置してあるカードリーダーにマイナンバーカードを置いてください。
その後は、これまでの利用方法と同様です。

※利用できるのは、ご自分のマイナンバーカードのみです。ご家族などご本人以外のマイナンバーカードでは貸出できません。

※貸出手続き後は、忘れずにマイナンバーカードをお持ち帰りください

サービスの仕組み



本サービスでは、マイナンバー（個人番号）は使用しません。

マイナンバーカードのICチップに搭載されている公的個人認証サービスによる利用者証明用電子証明書を利用したシステムです。

マイナンバーカードによる図書館資料貸出サービス Q&A

	Q(質問)	A(回答)
手 続 き に つ い て	マイナンバーカードを図書館利用者カードとして利用する手続きをすると、今まで使用していた図書館利用者カードは使えなくなりますか。	図書館利用者カードも、引き続きお使いいただけます。
	マイナンバーカードと図書館利用者カードを所持している場合は、必ず手続きをしなければいけませんか。	ご希望者のみのお手続きです。
	八王子市在住でなくても、手続きできますか。	八王子市図書館の利用者カードをお持ちであれば、お手続きできます。
	図書館に行く時間がないので、家族に代理で手続きしてもらうことはできますか。	代理でお手続きはできません。手続きには、ご本人のマイナンバーカードが必要となるためです。
	利用者証明用電子証明書を登録していない、または利用者証明用電子証明書のパスワードがわからない場合は、どうしたらいいですか。	市民課マイナンバーコールセンター(Tel042-620-7474)にお問い合わせください。
	総務省から送付された通知カード(紙製のカード)でも、手続きできますか。	通知カードでは、お手続きできません。ICチップのあるマイナンバーカードが必要となります。
利 用 場 所	住民基本台帳カードでも、手続きできますか。	住民基本台帳カードでは、お手続きできません。ICチップのあるマイナンバーカードが必要となります。
	マイナンバーカードを図書館カードとして利用できるのは、どこの図書館ですか。	八王子市のすべての図書館(中央図書館、北野分室、みなみ野分室、生涯学習センター図書館、南大沢図書館、川口図書館)で利用できます。 ただし、マイキーIDの登録手続きは、北野分室・みなみ野分室ではできません。

八王子市図書館 連絡先

中 央 図 書 館	TEL 042 (664) 4321	FAX 042 (662) 2789
生涯学習センター図書館	TEL 042 (648) 2233	
南 大 沢 図 書 館	TEL 042 (679) 2201	
川 口 図 書 館	TEL 042 (654) 8448	
中央図書館北野分室	TEL 042 (642) 1350	
中央図書館みなみ野分室	TEL 042 (637) 3150	



9月10日（月）

中央図書館来館者 1000 万人達成記念セレモニー

中央図書館はルミエール府中の3階から5階にあります。

エスカレーター前の小さなスペースに記念ボードを準備して、図書館職員・スタッフでお祝いの時を待っていると…1000 万人目の方が入館をされました。



記念すべき 1000 万人目となったのは、是政在住の米田さん親子でした。
高野市長からお祝いの花束と記念品が贈呈されました。



今後も多くの方に利用していただくことが続くよう、1000 万 1 人目に来館された押立町在住の河嶋さんにも市長から記念品が贈呈されました。
お祝いにきたふちゅこまも一緒に写真を撮り、記念セレモニーは終了しました。これからも皆さまのご利用を心よりお待ちしております。



市民文化の日イベント実施報告

① おはなしの森ハイキング

1. 実施時間、参加人数 のべ83人

実施時間など			対象	参加人数	
				子ども	大人
第1回	11時～ 11時半	ちいさい子の ためのおはなし会	1・2歳児と その保護者	11	12
第2回	13時～ 13時半	おはなし会 Part 1	3歳～小学生	17	10
第3回	14時～ 14時半	おはなし会 Part 2	3歳～小学生	21	12

2. 内容

3階おはなしのへやにて、各回とも途中の出入り可能としおはなし会を行い、終了後に手作りのプログラムを配布した。

プログラムの入れものとして、古封筒を利用したバッグ型の入れものを渡し、5種類の食べ物の形のプログラムから子どもに自由に選んでもらった。

第1回 わらべうた・てあそび

絵本『がたんごとんがたんごとん』 福音館書店

絵本『でてこいでてこい』 福音館書店

絵本『くつついた』 こぐま社

絵本『パンどうそ』 講談社

絵本『ぴょーん』 ポプラ社

第2回

素話「かめのえんそく」（『新編世界むかし話集1 イギリス編』文化社より）

絵本『キャベツくん』 文研出版

絵本『なにをかこうかな』 文化出版局

絵本『はっぱきらきら』 福音館書店

第3回 おはなし「くまさんのおでかけ」（『おはなしのろうそく1』より）

素話『アナンシと五』（『子どもに聞かせる世界の民話』実業之日本社 より）

絵本『サリーとこけももつみ』 岩波書店

絵本『なにをたべたかわかる？』 絵本館

絵本『どうぶつしりとりえほん』 岩崎書店



② 小学生のためのブックトーク「よむよむ探検隊」

1. 実施時間・場所

15 時～15 時 45 分 3 階児童室おはなしのへや

2. テーマ 「大切な友だち」

3. 参加者 11 人（うち、子ども 9 人）



③ みんなでつくる！歴史小説・時代小説年表

1 開催時間と場所

9時～22時 多目的室にて実施。

2 年表となった作品数（10/20 現在） 50 作品

3 内容 ・年表見出しは、飛鳥時代～昭和時代まで

- ・歴史上の主な出来事（市内で使用する教科書（社会）を中心に）のほか、府中のできごとや著名な作品の解説なども年表に追加
- ・応募作品を舞台となった時代区分に貼る
- ・歴史ミニクイズ（知られていない歴史や人物にまつわる事柄を三択式クイズで貼りだす）
- ・歴史小説・時代小説に関する本や、年表作成にあたって参考として本、装飾作成に参考にした本を展示
- ・家紋や武士の姿などのペーパークラフトで室内を装飾

4 期間について

当初、募集は当日10月14日まで、展示期間を約1か月としていたが、募集受付期間延長10月31日（水）までと延長。



④ 本の処方箋

1. 実施時間 （募集は事前に〆切、当日は特集棚への展示・貸出）

午前9時～午後10時

2. 内容

4つのテーマにあう本を利用者より募集し、1冊ずつラッピングしてタイトルや著者を伏せ、テーマと利用者のコメントを頼りに本を選んでいただく利用者参加型の特集。

テーマ：・たのしい気持ちになりたいあなたへ

・モチベーションをあげたいあなたへ

・びっくりしたいあなたへ

・泣いてスッキリしたいあなたへ

募集期間 平成30年8月1日～9月下旬

展示期間 平成30年10月14日～展示資料の貸出終了まで

3. 展示方法

本のラッピング

- ・英字新聞を袋状にして、1冊ずつ本をいれる。
- ・利用者のコメントを「処方箋」として添付し、該当するテーマが一目でわかるようにテーマごとに作ったマークも貼付。
- ・出納票から資料番号をバーコードと共に切り抜き貼付。
- ・貸出中の本については、レシートを台紙に貼り、「レシートのみ」の表示をつけラッピングした。

4. 応募点数 60点（貸出中を含む）

5. 準備点数 82点（11/2時点でほぼ貸出済）

6. 当日展示数と貸出数 38点（うち貸出は12点）

